



平成 18 年 7 月 18 日

各 位

本店所在地 東京都中央区銀座七丁目 4 番 12 号
会 社 名 シンワアートオークション株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(コード番号: 2437 大証ヘラクレス S)
問合せ先 経営管理部長 堀 智寛
電話番号 03 - 3569 - 0005 (代表)
(<http://www.shinwa-art.com/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 7 月 18 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 18 年 8 月 30 日開催の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)ならびに「会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)」「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。

当会社は、株券を発行する旨の定め。

当会社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

- (1)周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、電子公告制度を導入し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるため、規定の変更を行うものであります。
- (2)株主名簿管理人に対して新たに新株予約権原簿に関する事務を委託することから、所要の変更を行うものであります。
- (3)端株制度が廃止されたことに伴い端株に関する規定の整備を行うものであります。
- (4)インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなす対応ができるよう規定を新設するものであります。
- (5)株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を制限できるようになったことから、株主総会運営の効率化を図るため、所要の変更を行うものであります。
- (6)会社法第 370 条の規定に従い、取締役会における決議事項について、書面または電磁的方法により取締役会を開催せず取締役会の決議があったものとみなすことを可能にし、取締役会を機動的に運営することができるよう規定を新設するものであります。
- (7)上記により、会計監査人の章および規定を新設するものであります。
- (8)その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、表現形式の変更、条文の加除に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 8 月 30 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 8 月 30 日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>60000株とする。</u> (自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第 7 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、会社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> <u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000株とする。</u> (自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (株券の発行) 第 7 条 当社は株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人) 第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、会社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主通知の受理、端株の買取り、株券喪失登録その他株式及び端株に関する請求、届出の<u>手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において<u>株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、<u>取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、<u>法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年8月に招集し、臨時株主総会は<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、<u>当会社の他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. <u>株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、<u>議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p><u>第17条 当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</p> <p><u>2.社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続) 第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第21条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>2.取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当会社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。</p> <p><u>2.社長は、当会社を代表する。</u> <u>3.社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長になる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(業務執行)</p> <p><u>第23条</u> <u>社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p><u>2.社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第25条</u> <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第26条</u> <u>当会社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第27条</u> <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第28条</u> <u>監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第28条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p><u>第29条</u> <u>当会社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第30条</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2.監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集手続) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第32条 監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第39条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第34条 当社の営業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとし、<u>各営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当) 第35条 <u>利益配当金は、毎決算期の最後の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年 11 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第 293 条ノ 5 の規定による中間配当をすることができるものとする。</u></p> <p>(除斥期間) 第37条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第44条 当社は株主総会の決議によって毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間等) 第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 .未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成 18 年 7 月 18 日開催の取締役会で決議した内容ですが、本年 8 月 30 日開催予定の定時株主総会上に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。

以 上